

金沢市地球温暖化対策資金取扱要領

1 目的

この要領は、金沢市地球温暖化対策資金融通要綱（平成22年3月31日決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 再生可能エネルギー利用施設

要綱第4条第1号に規定する再生可能エネルギー利用施設は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設
- (2) 太陽熱利用施設
- (3) 風力発電施設
- (4) バイオマス利用施設
- (5) 小水力発電施設
- (6) 廃棄物の焼却熱利用施設
- (7) その他、再生可能なエネルギーを利用していると認められる施設

3 エネルギー効率化設備

要綱第4条第2号に規定するエネルギー効率化設備は、次のとおりとする。

- (1) コージェネレーション設備
- (2) 高効率空調機
- (3) 高効率給湯器
- (4) 高効率照明器具
- (5) 高効率変圧器
- (6) 高効率電動機
- (7) 高効率ボイラー
- (8) その他、エネルギーを効率的に利用していると認められる設備

4 建物等の省エネルギー改修

要綱第4条第3号に規定する建物等の省エネルギー改修は、次のとおりとする。

- (1) 外壁、屋根、天井、床等の断熱工事
- (2) 窓の断熱構造化
- (3) 窓への遮光フィルムの導入
- (4) その他、建物等の省エネルギー改修と認められるもの

5 屋上及び壁面の緑化

要綱第4条第4号に規定する屋上及び壁面の緑化とは、事業の用に供する建物の屋上や壁面に植栽をし、当該植栽を相当の期間継続して育成することにより、建物等の温度上昇の低減を図ることをいう。

6 低公害車の種類

要綱第4条第5号に規定する低公害車の種類は、次のとおりとする。

- (1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）
- (2) 天然ガス自動車（天然ガスを用いたバイフューエル自動車を含む。）
- (3) ハイブリッド自動車
- (4) その他、低公害車と認められる自動車

7 低公害車の融資条件

要綱第4条第5号に規定する融資の対象となる低公害車は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 未使用かつ未登録のものであること。
- (2) 自動車車検証の使用の本拠の位置が金沢市内であること。
- (3) 自動車車検証の所有者の氏名又は名称が申請者と同一であること。
- (4) 事業の用に供するものであること。

8 低公害車の融資対象となる経費

低公害車の導入に際し、融資の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 車両本体価格（車両本体価格について値引きがなされ、又は下取り金額に相当する額の控除がされたときは、当該値引き又は控除後の額とする。）
- (2) 特別仕様を施すのに必要な経費（業務上必要と認めるものに限る。）
- (3) 付属品に必要な経費（低公害車を使用する上で一般的に必要と認めるものに限る。）
- (4) 導入時に必要な諸税、自動車損害賠償責任保険及び登録諸費用

9 燃料供給施設

要綱第4条第5号に規定する燃料供給施設は、市内に設置されるものであって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 電気自動車に充電する施設
- (2) 天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設
- (3) その他、低公害車用の燃料供給施設で地球温暖化に資すると認められるもの